

愛媛労災特別介護施設
Wi-Fi環境構築工事仕様書

1 件名

愛媛労災特別介護施設 Wi-Fi環境構築工事

2 目的

本見積仕様書は、愛媛労災特別介護施設における施設内ICT化に伴うWi-Fi環境構築について定める。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）までとする。

4 発注者等

- (1) 発注者 愛媛労働局
- (2) 監督職員 愛媛労働局総務部総務課 会計第三係長（TEL089-935-5200）
- (3) 施設担当者 愛媛労災特別介護施設 総務課長（TEL0897-67-1122）

5 Wi-Fi環境構築の内容

受注者は、以下に示す内容により目的に掲げる環境の整備を行う。

(1) 全般

ア 本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」によるほか、関係法令の定めるところによる。

イ 調査・設計、施設管理者との調整、諸手続、設置作業、試験調整等、機器整備およびサービス提供開始に必要な全ての事項について、受注者の業務範囲とすること。

ウ 既存環境下で起きている次の課題を解消できる提案内容とすること。

- ・既存の設置環境では、電波強度が不足しているエリアがある。
- ・分断されたLAN環境【別紙2 労災特別介護施設のネットワーク概略図】が複数あり、用途に応じてLANケーブルの接続変更や業務使用端末を変更する必要がある。

エ 今後導入を想定している介護ICTシステムの導入に際し、有線・無線に限らず円滑な運用が可能な通信環境を整えること。

オ IP-PBXの導入等による館内音声通信のWi-Fi化、既存システムの拡大による接続端末台数増、ゲスト用フリーWi-Fiの運用等、入札時点において発注者が予定している様々な用途拡大に対応可能な通信環境を整えること。

カ 上記イにて、【別紙1 Wi-Fi対象エリア】における既設Wi-Fi機器（SW-HUB含む）のうち、発注者から不要と指示のあったものは、館内指定場所まで運搬、または、受注者にて廃棄をすること。

キ 本件において設置した機器の運用について、障害発生時、災害時の対応体制、定期保守

についての提案を行うこと。

(2) 整備対象拠点

- ア 施設名称 愛媛特別労災特別介護施設（通称：ケアプラザ新居浜）
- イ 敷地の場所 愛媛県新居浜市阿島一丁目3番12号
- ウ 施設用途 入所型介護施設

(3) 対象拠点整備内容

ア アクセスポイント

- ① 機器の選定については、【別紙1 Wi-Fi対象エリア】に基づき、各拠点の性質に応じてサービスを提供するにあたり最も適した機種を提案すること。
- ② 受注者は各無線電波を正常に送受信できるように、電波強度、提供施設、電波干渉の有無等を考慮した上で最適な場所を設計し、アクセスポイント設置場所として選定すること。
- ③ 【別紙1 Wi-Fi対象エリア】に**赤枠で図示した**「Wi-Fi利用予定範囲」をカバーするよう設計すること。
- ④ アクセスポイントを設置する詳細な場所や設置方法は作業実施前に発注者と協議のうえ最終決定するものとし、設置・固定にあたっては、安全かつ安定した設置場所および設置方法を確保すること。特に設置方法に関しては、美観を考慮した設置方法、かつ保守点検が容易な場所に設置すること。
- ⑤ 調達物品は以下のものと同等の機能を有すること。
 - ・無線LAN基地局の動作温度として0℃～45℃の範囲以上とすること。
 - ・動作電力は、PoE規格IEEE802.3afに基づく電源供給により動作すること。
 - ・IEEE802.11a/b/g/n/ac/axに基づくアクセスポイントとして動作すること。
 - ・IEEE802.11a/n/acにおいては、W52、W53、W56に対応すること。
 - ・無線LAN基地局における最大転送レートとして、2.4GHz帯では573Mbps、5GHz帯においては1201Mbps以上をサポートすること。
 - ・WPA2-PSK(TKIP/AES)による端末認証機能を有すること。
 - ・Wi-Fiへの接続時SSID毎にパスワード認証を行えるものとする。
 - ・シングルチャンネル運用によるローミングレス無線通信を実現すること

イ PoEHUB

調達物品は以下の機能を有すること。

- ・動作温度として0℃～45℃の範囲以上とすること。
- ・通信速度として10/100/1000BASE-Tポート以上とすること。
- ・無線LANアクセスポイントの電源供給用として、アクセスポイント設置位置を考慮した必要台数を設置すること。
- ・壁面固定可能であること。

- ・【別紙1 Wi-Fi対象エリア】にある情報コンセントも、接続可能なポート数を確保すること。
- ・将来の拡張性を考慮し、設置個所ごとに1つ以上の空きポートを確保すること。
- ・IEEE802.3atに準拠したPoE+機能を有すること。

ウ その他機器等

- ・インターネット通信用光回線について、受注者は発注者に必要な助言を行うこと。

エ LAN配線工事

- ・導入した各種機器間の接続に必要となる接続作業及び整線を行うこと。
- ・上記接続に必要となる部材（ケーブル、端子等）については受注者で準備すること。ただし、現地調査の結果、既存利用が可能な場合は発注者に確認のうえ既設部材の利用を行ってもよい。
- ・敷設するケーブルは、カテゴリ5e以上のケーブルを準備すること。
- ・配線を行う際、区画や壁の貫通工事が発生する場合は発注者と別途協議を行うこと。
- ・露出する場合はモール等で保護すること。

オ 電源工事

- ・現地調査を行い、回路数・容量等の確認を行うこと。
- ・現地調査の結果、回路数・容量等に不足があると判断する場合は、電源配線工事の実施について別途発注者と協議すること。
- ・受電盤(キュービクル)の改修を伴う工事が発生する場合は別途発注者と協議すること。

カ 業務遂行

- ・本事業は、原則として受注者が実施すること。ただし、発注者において実施することが適当と考えられる場合や、受注者が発注者の協力を必要とする場合等、受注者以外の者に作業を実施させようとする場合には、発注者及び受注者で協議のうえ、作業者を決定することとする。
- ・整備対象拠点は介護サービスを提供する施設であり、【別紙1 Wi-Fi対象エリア】は住居棟も含んでいることから、入居者の健康やプライバシーに影響の無いよう、細心の注意を払うこと。
- ・受注者は、常に業務の進行状況について把握し、円滑な進行を図ること。
- ・作業の進捗状況及び予定を文書によって説明することとし、各工程で評価、検討、確認を受け、発注者の承認を得て次の工程の業務を行うこと。
- ・工程に変更が生じることが判明した場合は、事前に発注者と協議を行い、変更となった場合には、変更した「工程表」等を速やかに提出すること。
- ・本仕様書に記載がない事項のうち、本事業の遂行上、必要と認められる事項については、受注者及び発注者で協議のうえ実施すること。

- ・本事業実施にあたり、設計に必要な情報を明確にするため、契約締結後の本設計開始までに、必ず現況環境調査を行うこと。
- ・本事業に必要な作業場所等の環境は、別途発注者と協議すること。なお、発注者との打合せ及び進捗状況報告など、発注者及び受注者が会議を行う場所については、事前に日程調整を行ったうえで発注者が用意すること。
- ・本事業の遂行のために必要な機材は受注者が用意すること。また受注者が必要とする交通費、食事代等は、受注者で負担すること。
- ・本事業を遂行するにあたり、受注者は、必要に応じて発注者へ提言・助言を行うこと。なお、受注者が発注者へ提言・助言を行うにあたっては、極力専門用語は用いず、可視化した資料等を用いて発注者が理解できるように工夫すること。また、発注者から本事業に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し回答すること。
- ・本事業の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、LAN配線等一部の業務については、予め発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ・受注者は、本事業の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

キ 設定・設置条件

(ア) 作業期間、時間帯及び作業条件

作業期間及び時間帯は施設担当者と十分に協議を行い、作業日時を調整するものとする。なお、作業は原則9時から17時までの時間帯で行うこととして計画すること。

(イ) 機器設置

整備する機器や設置場所等については、荷重、地震等の各種災害に耐え得るよう、検討を行ったうえで設置を行うものとする。

(ウ) 試験調整

構築したネットワークについては、調整試験を実施すること。詳細の試験調整内容については、あらかじめ発注者と協議のうえ実施するものとする。

(エ) 電波環境調査（無線電波測定）

構築したWi-Fi環境については、電波強度をマッピングできる機器を用い、必要な電波強度を確保できているか試験を実施するものとする。

ク 成果品(納入物)

本事業による成果物の著作権は、発注者への引き渡しを以て、発注者へ帰属するものとする。

- ・基本設計書
- ・物理ネットワーク構成図
- ・論理ネットワーク構成図
- ・設置写真

ケ その他

- (ア) 本事業の履行に当たっては、次の関係法令を遵守すること。
 - ・ 建築基準法及びこれに基づく施行令
 - ・ 有線電気通信法並びにこれに基づく政令及び省令等
 - ・ その他関係法令、条例規則及び規定並びに規格等
- (イ) 本事業の履行に必要なとなる行政手続きや、第三者の財産の使用に係る手続きは、受注者の責任と負担で実施すること。
- (ウ) 調達機器はグリーン購入法の適合品を優先すること。
- (エ) 本事業において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (オ) 仕様書の内容について、発注者の指示又は設備上重大な問題が発生した場合には発注者と協議のうえ、変更可能とする。
- (カ) 仕様書に記載の無い事項については発注者・受注者双方が協議したうえで決定する。また、業務中に疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議を行う。
- (キ) 保証期間は検収後1年間とし、受注事業者の責に起因する障害については、速やかに、かつ無償にて修復するものとする。保証期間後は、別途保守提案を行うこと。
- (ク) 調達機器が半導体不足等による需給問題で、予定していた機器が調達できない場合は発注者・受注者が双方協議のうえに変更可能とする。

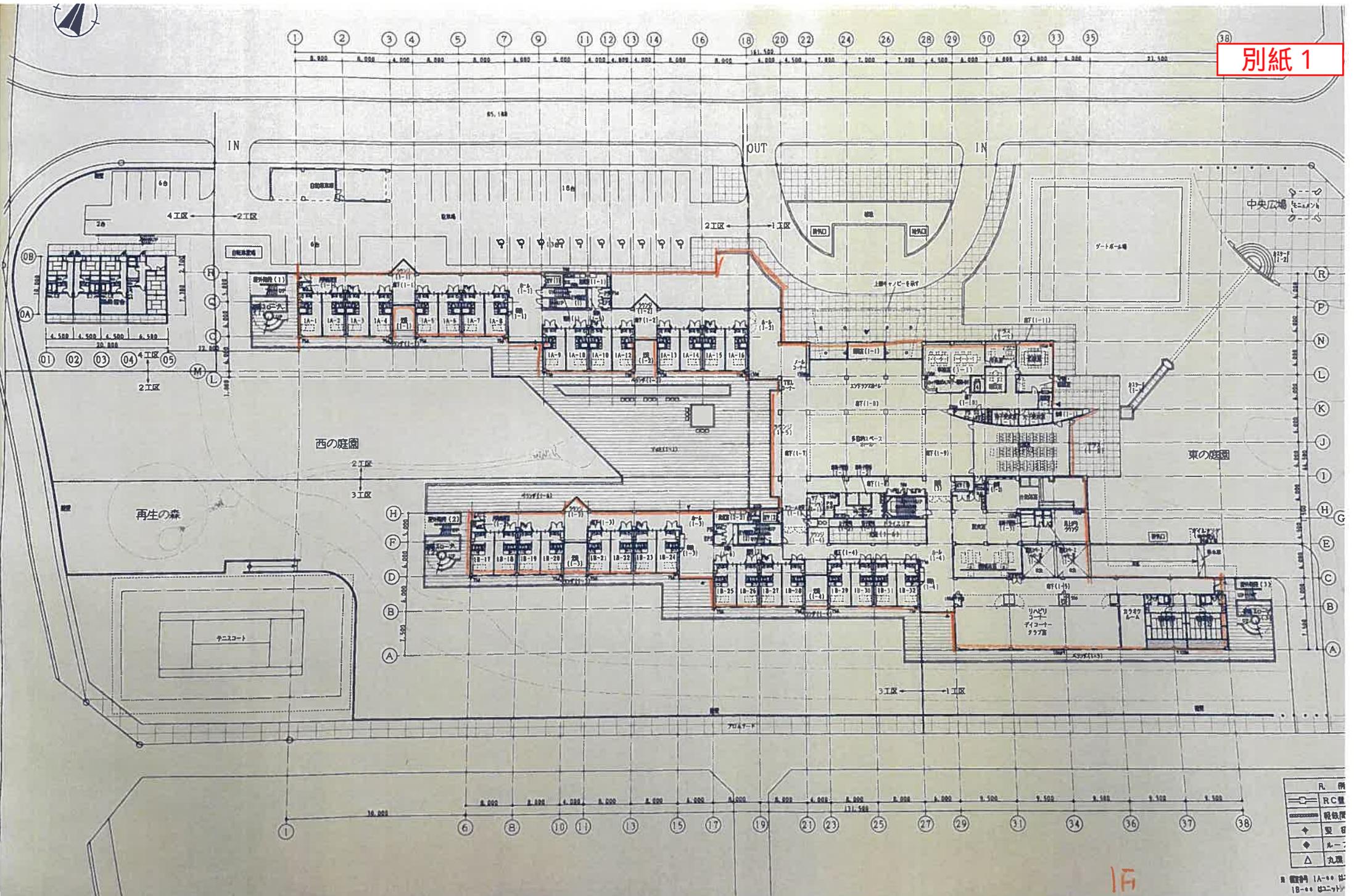
6 提出物

下記の書類について、発注者に紙媒体（A4ファイル）2部、電子媒体2部を提出すること。

- (1) 契約後、現況環境調査前
 - ① 作業工程表
- (2) 工事着工前
 - ① 石綿事前調査結果報告（様式第1号（第4条の2関係））
 - ② 総合施工計画書
（事業概要、工事工程表、現場組織表、主任技術者、緊急連絡体制等）
- (3) 工事完了後
 - ① 工事完了届
 - ② 上記4（3）クに示した成果品
 - ③ 調達機器一覧表
 - ④ 出荷証明書、納品書
 - ⑤ 工事及び調達機器の保証書
 - ⑥ 調達機器の取扱説明書
 - ⑦ 産業廃棄物関連書類
 - ⑧ 次により仕訳した経費内訳書
直接工事費（機器や建材の調達、運搬、設置工事の費用など）

間接工事費（既存設備撤去費用，廃材等の運搬費用，廃棄処分費用など）

共通経費（一般管理費，工事終了後の清掃費，仕訳できない経費）

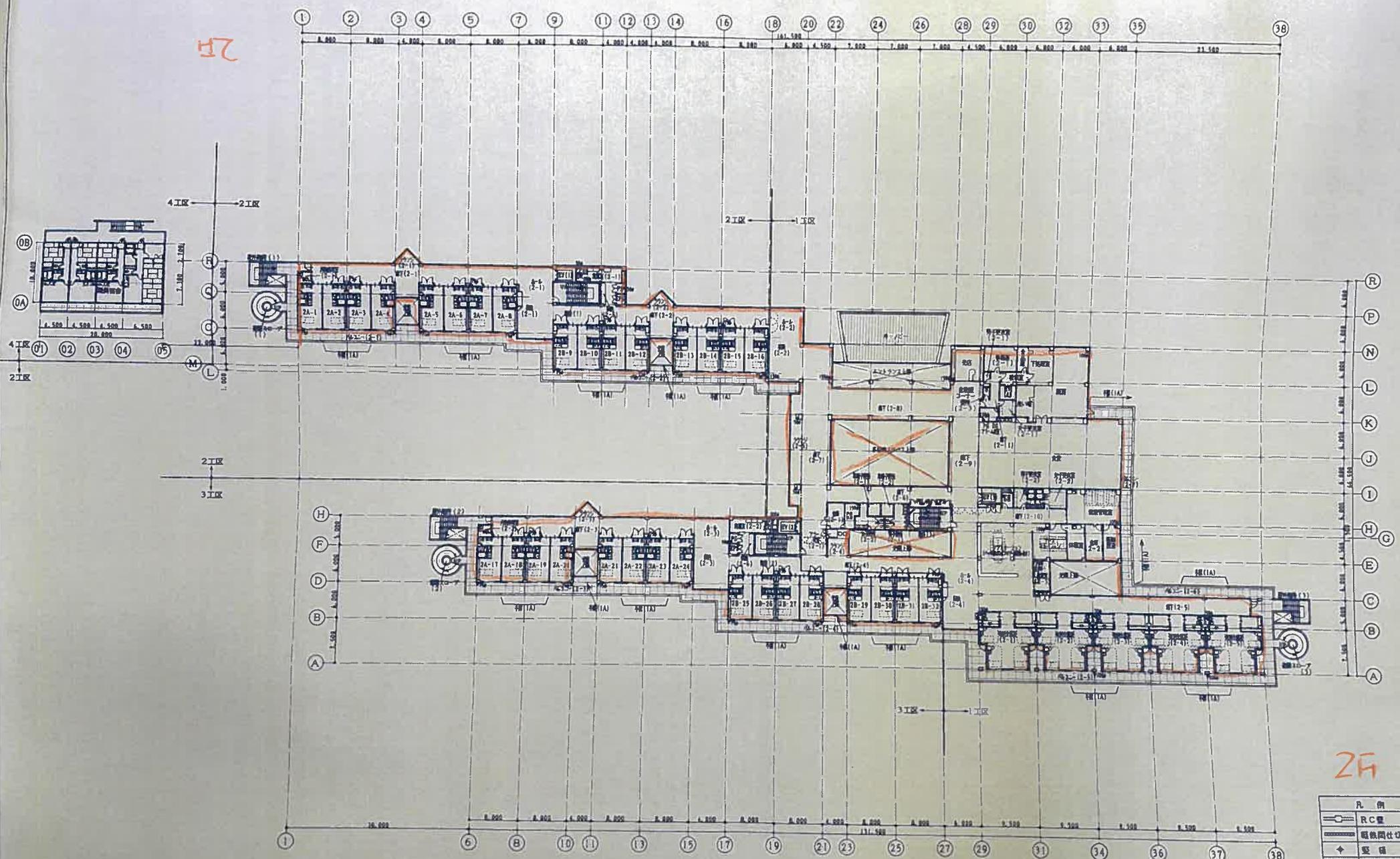


| |
|-----|
| 凡例 |
| RC壁 |
| 鉄筋床 |
| 変位 |
| ルーフ |
| 丸窓 |

15



2F



2F

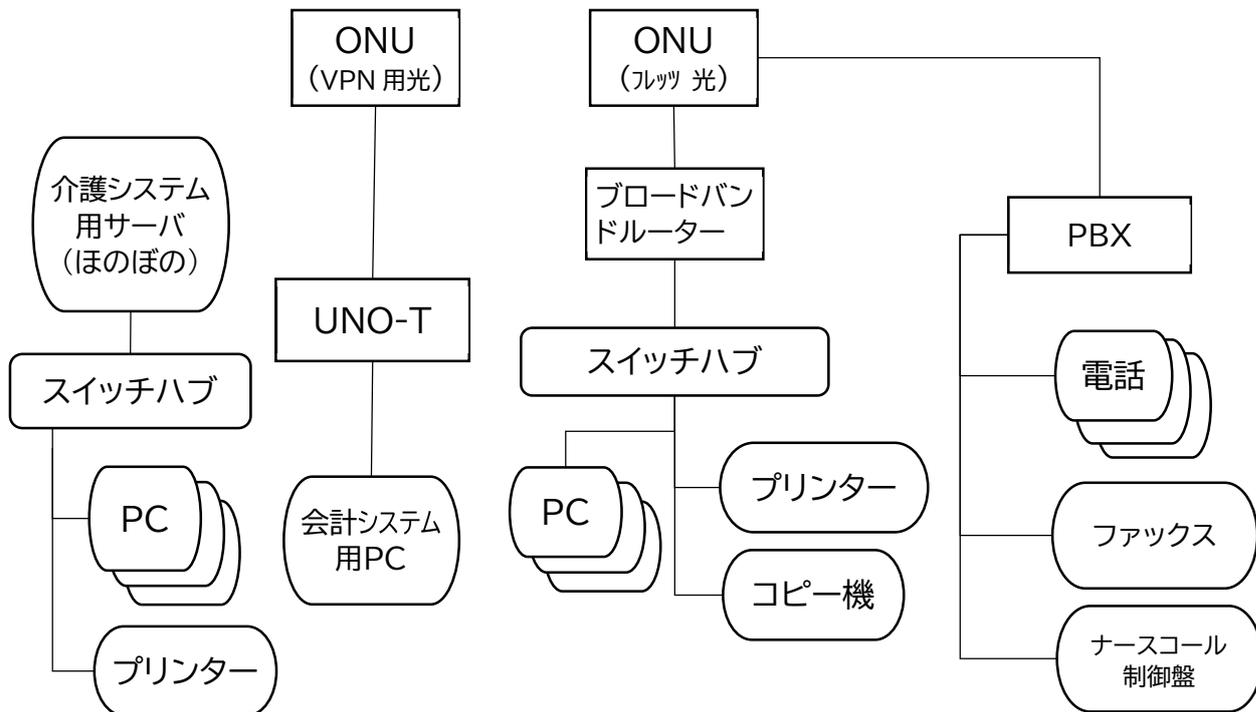
| R 例 | |
|-----|---------|
| | R/C 壁 |
| | 構造間仕切壁 |
| | 扉 |
| | ルーフトレイン |
| | 丸型 |

● 窓番号 2A-** はユニット窓(縦317)
 2B-** はユニット窓(横317)あり
 ■ 既設バルコニー(幅1821)

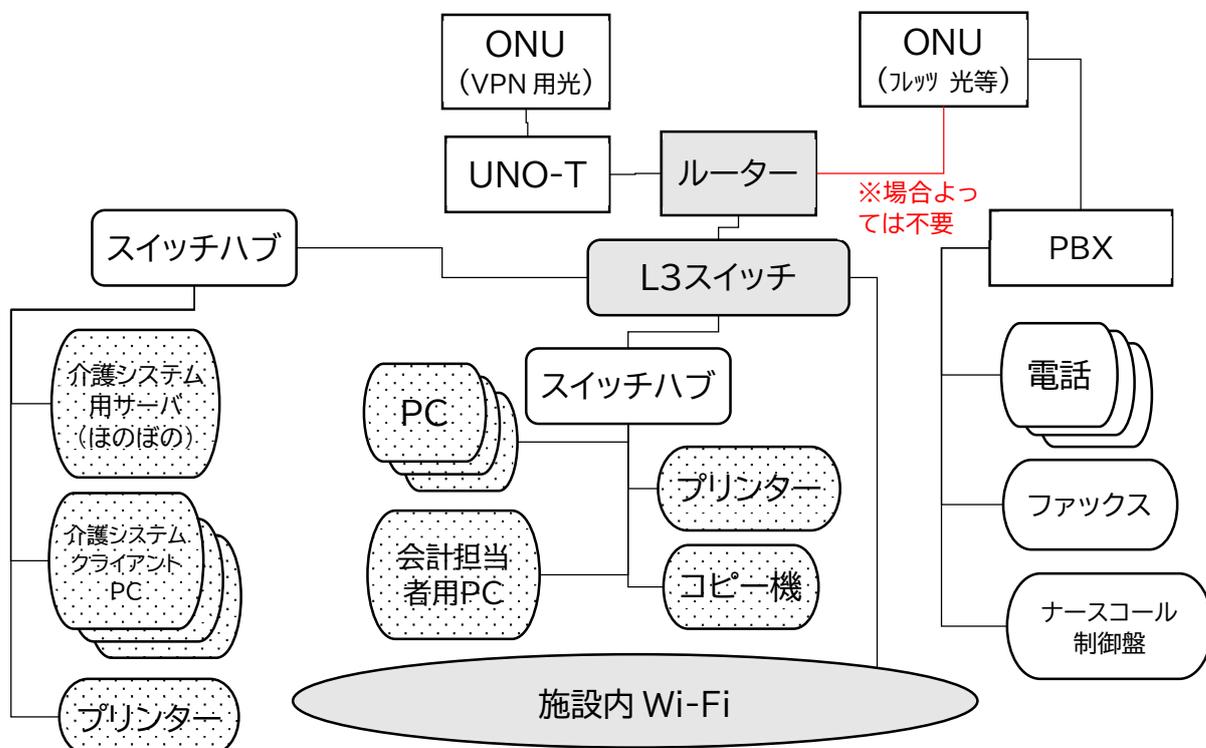


労災特別介護施設のネットワーク概略図

現状



希望する変更案



追加更新が必要な部分
 設定変更が必要な部分